

# 第2次 みなかみ町生きる支援計画

～みんなで行き組む自殺対策～



令和6年3月  
みなかみ町



はじめに

国の自殺対策の指針である自殺総合対策大綱を踏まえ、今回、みなかみ町において具体的な計画書を公表する場となりましたこと、心より感謝申し上げます。

自殺は、選ばれてしまう最終的な道と言われていますが、けして選ばせてはならない道です。自殺に至る背後にはさまざまな要因が存在し、我々はその一つ一つを真剣に考え、地域全体で対策を講じなければなりません。

みなかみ町ではこれまでもさまざまな自殺対策を行ってまいりました。しかし、徹底的な自殺防止のため、更なる改善、拡充が求められます。それぞれの方が自身の人生を大切に、喜びに満ちた明るい未来を見据えて生きていけるよう、私たちとしても具体的な支援を強化し、そのための環境整備を促進していかなければなりません。

本計画では、「生き心地の良いみなかみ町」を実現させるために、孤立、孤独、借金や貧困、虐待やいじめ等の「生きることへの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることへの促進要因」を増やす取組を行うとともに、地域での繋がり的重要性といった多角的な視点から対策を行います。

自殺対策は生きることの包括的な支援であり、住民の方々一人ひとりがお互いに助け合い、取り組んでいくことが必要です。私たち行政も、その一部でありたいと思います。最終的な解決策は、愛情と理解をもって接し、共に成長することです。

何よりも大切なのは、私たち一人ひとりが互いを思いやる心です。自分とは違う他者を理解し、受け入れ、互いに支え合っていくことで、地域全体が健康で幸せな環境になると確信しております。

この計画書を通じて、一人でも多くの命が救われ、生涯を全うできることを願います。



令和6年3月

みなかみ町長 阿部賢一

## 目次

第1章	計画策定の基本的な考え方	1
1	計画策定の背景及び趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の推進期間	2
4	計画の数値目標	2
第2章	みなかみ町の自殺をめぐる現状と課題	3
1	統計データから見るみなかみ町の現状	3
2	第1次みなかみ町生きる支援計画の取組状況	8
3	みなかみ町におけるハイリスク者の課題	10
第3章	「生きる支援」の基本理念及び基本方針	12
1	「生きることへの包括的な支援」としての自殺対策の推進	14
2	関連施策の有機的な連携による総合的な対策の展開	15
3	対応のレベルと段階に応じた、効果的な施策の連動	15
4	実践と啓発を両輪とした推進	16
5	関係者の役割の明確化と、その連携・協働の推進	16
6	自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮	16
第4章	みなかみ町生きる支援施策の8本柱	17
	【基本施策1】地域におけるネットワークの強化	18
	【基本施策2】自殺対策を支える人材の育成	19
	【基本施策3】町民への啓発と周知	20
	【基本施策4】生きることへの促進要因に対する支援	22
	【基本施策5】児童生徒等へのSOSの出し方に関する教育	24
	【重点施策1】高齢者の自殺対策の推進	28
	【重点施策2】生活困窮者支援と自殺対策の連動	30
	【重点施策3】就業者の自殺対策の推進	32
第5章	自殺対策の推進	33
1	計画の推進に向けた役割及び取組	33
2	自殺対策に対する町の推進体制	35
	本計画で使用する用語説明	36
	参考資料	37
1	令和4年10月閣議決定 自殺総合対策大綱(概要)	38
2	みなかみ町生きる支援(自殺対策)推進本部設置要綱	40
3	支援関連施策一覧	41

# 第1章 計画策定の基本的な考え方

## 1 計画策定の背景及び趣旨

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が制定されて以降、大きく前進し、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が、「社会の問題」として広く認識されるようになりました。

自殺はその多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、メンタルヘルス上の問題だけではなく、喪失体験、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、自己有用感の消失、孤立やいじめなどのさまざまな社会的要因があることが知られています。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、平成28年に自殺対策基本法が改正されました。同法では、自殺対策は「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが等しく支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「各自治体における自殺対策計画」を策定することとされました。このことから、みなかみ町では平成31年3月第1次みなかみ町生きる支援計画を策定しました。

国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、全国の自殺者数は年々減少へ転じ、成果を上げています。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により減少は鈍化し、令和2年は女性や小中高生の自殺者数が増加しました。

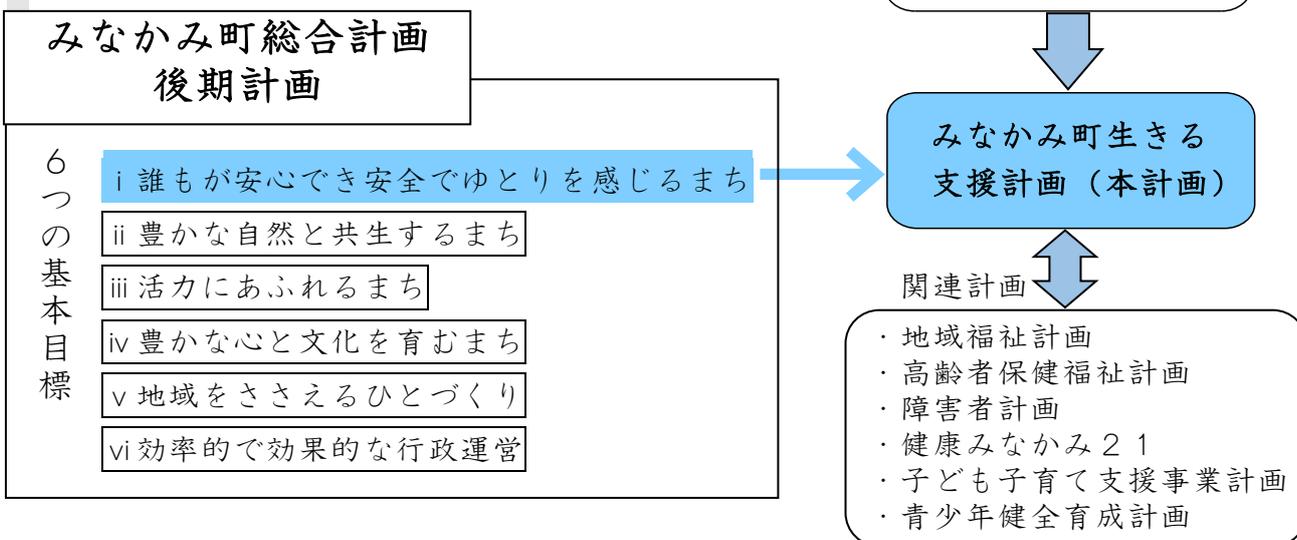
上記の背景及び令和4年10月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱を踏まえ、「生きることへの阻害要因」を減らす取組に加え、「生きることへの促進要因」を増やす取組を全町で推進するため、「第2次みなかみ町生きる支援計画」を策定し、本計画の実行を通じて、「誰も自殺に追い込まれることのない生き心地の良いみなかみ町」の実現を目指します。

【※自殺対策：P36 No.1参照】

## 2 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、令和4年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

また、中長期的な視点を持って継続的に自殺対策を実施していくために、本計画を、「第2次みなかみ町総合計画後期計画」における6つの基本目標のうち、「誰もが安心して安全でゆとりを感じるまち」を目指す方針に位置づけます。



## 3 計画の推進期間

自殺総合対策大綱は、おおむね5年に一度改訂が行われていますが、高齢者保健福祉計画及び障害者計画の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間であり、健康みなかみ21の計画期間は令和5年度から令和11年度までの7年間となっています。

これら関連計画との整合性を図るため、「第2次みなかみ町生きる支援計画」の推進期間は令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

なお国の動きや自殺実態、社会状況等の変化を踏まえ、適宜見直しを行います。

## 4 計画の数値目標

包括的な自殺対策を通じて、最終的に目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない生き心地の良いみなかみ町」です。計画では、この対策を進める上で具体的な数値目標等を定め、取組の成果を検証していく必要があります。

みなかみ町では、平成29年から令和3年において平均して毎年約4人の方が自殺により亡くなっているという状況から、計画最終年度の令和11年度までに、年間自殺者数を0人とすることをみなかみ町の目標に掲げます。

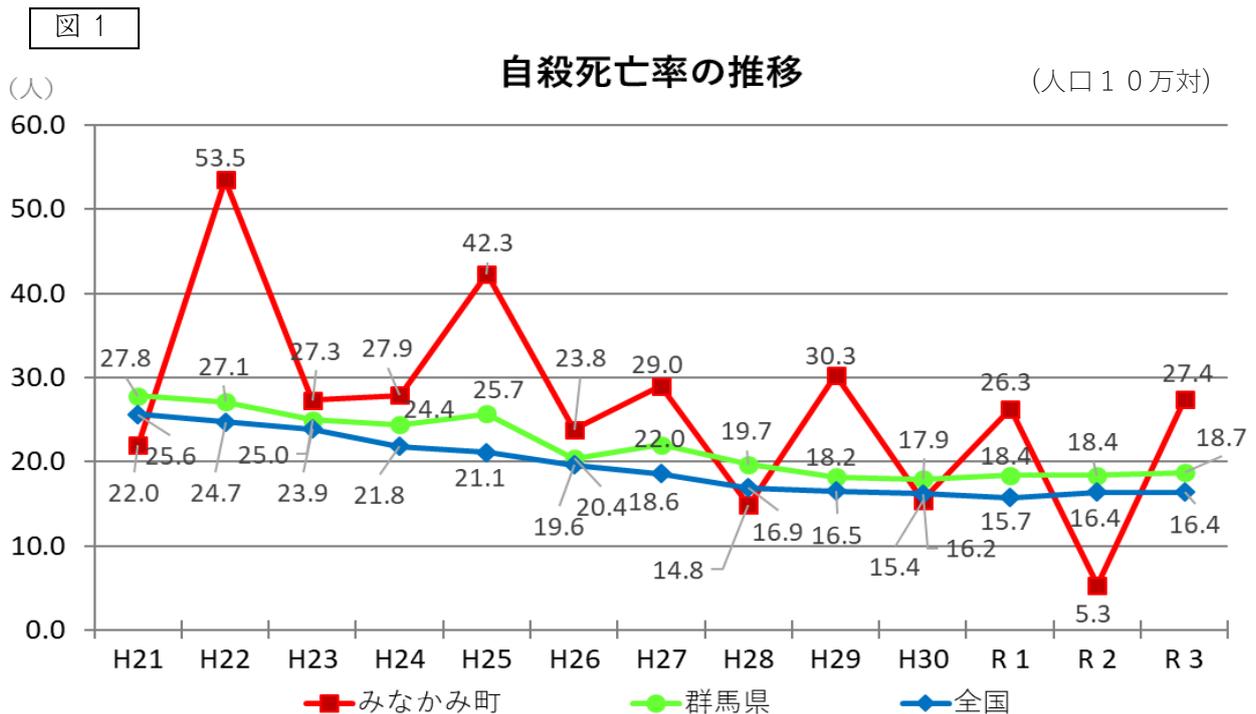
## 第2章 みなかみ町の自殺をめぐる現状と課題

### 1 統計データから見るみなかみ町の現状

#### (1) 自殺死亡率の推移

みなかみ町の自殺死亡率は、図1のように減少傾向にあるものの群馬県及び全国と比べると高い状態で推移しています。

なお、自殺死亡率とは人口10万人に対する自殺者数を示します。

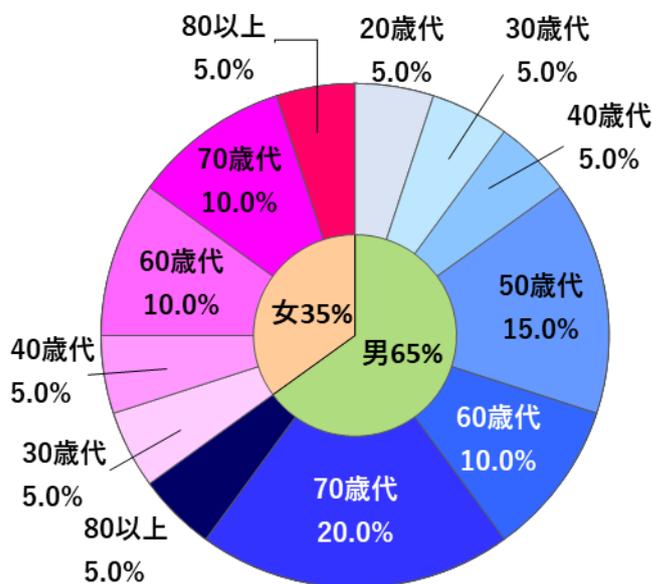


自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2022)」より

【※自殺総合対策推進センター、地域自殺実態プロフィール：P36 No.2、No.3参照】

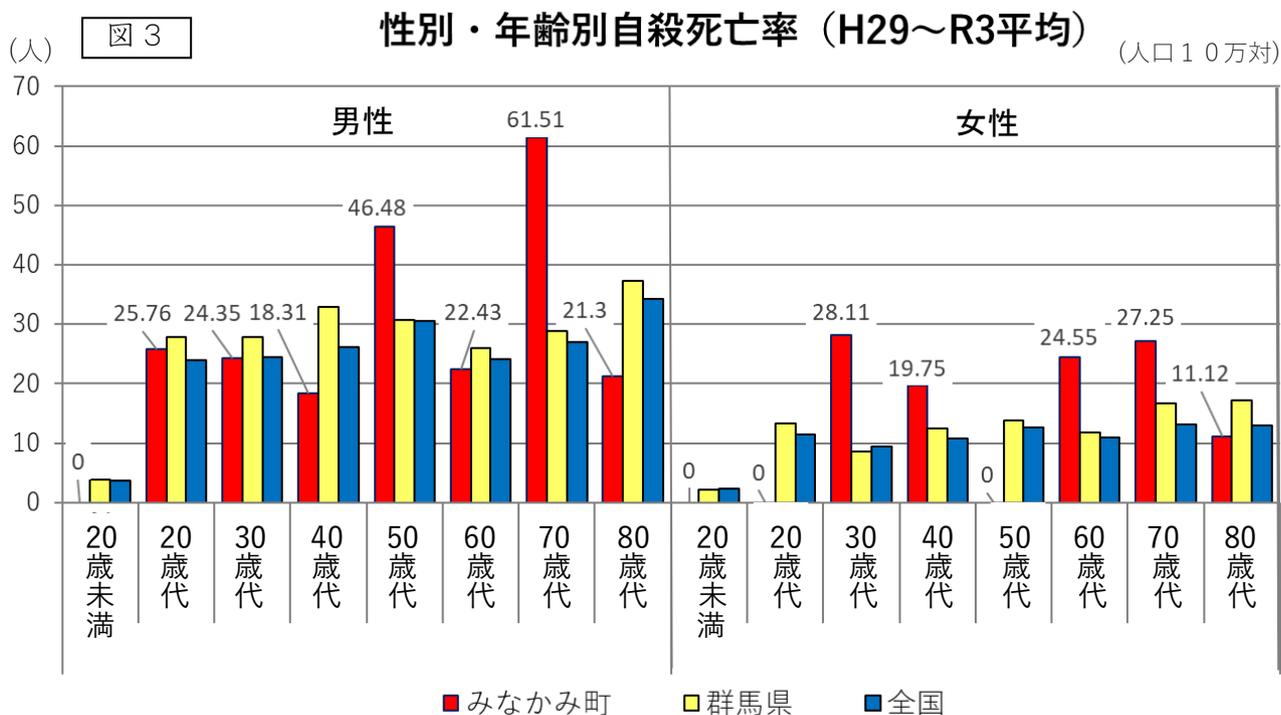
## (2) 性別・年齢別の状況

図2 性別・年齢別割合



平成29年から令和3年の5年間における自殺者の性別・年齢別の割合は、図2のように男性が65%を占め、中でも70歳代男性が20%と、最も多くなっています。

また同期間の平均自殺死亡率（人口10万対）を群馬県及び全国と比べると、図3のように男性の70歳代、50歳代、及び女性の30歳代、60歳代、70歳代が高い状況です。

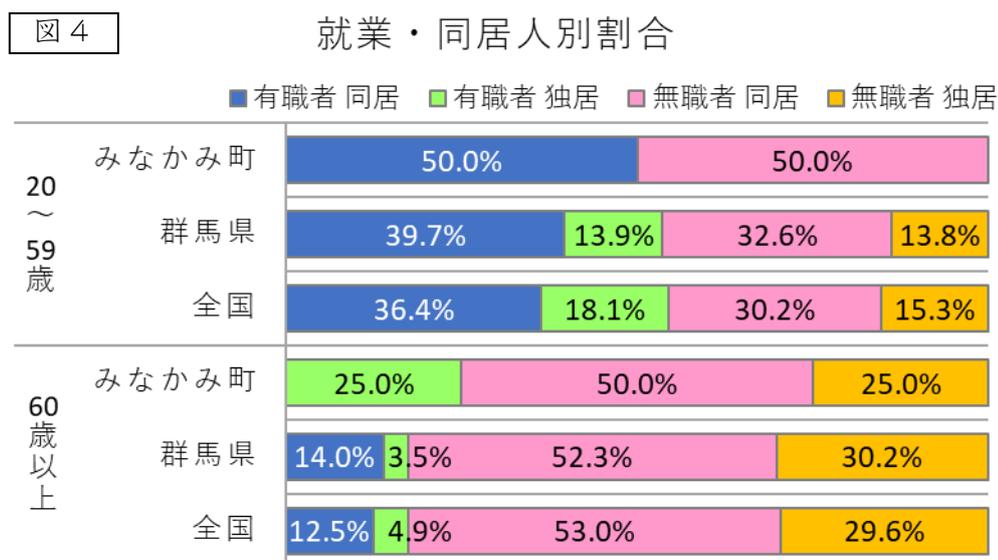


自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2022)」より

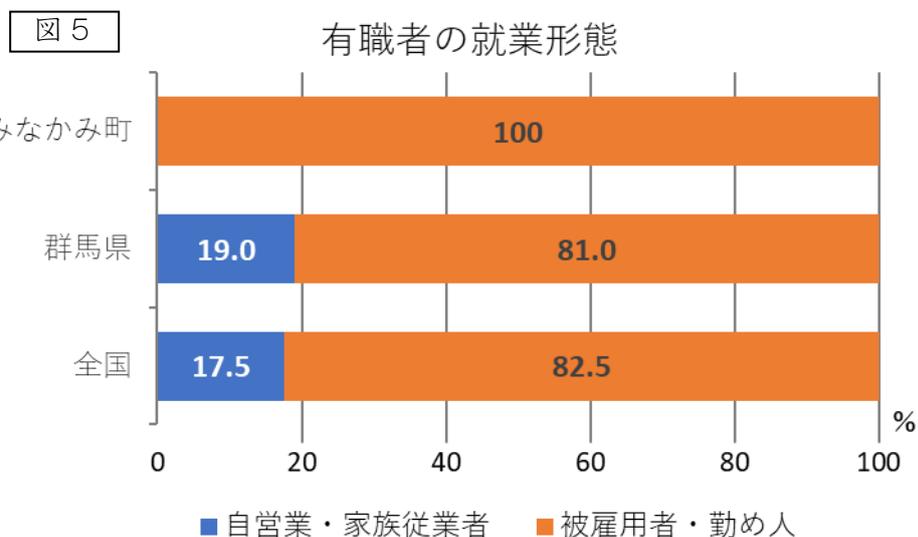
### (3) 就業・同居人別の状況

図4のように、平成29年から令和3年の5年間に於ける自殺者の就業状況をみると、20～59歳で無職（上段：桃色＋橙色）の人の割合は、みなかみ町50%、群馬県46.4%、全国45.5%であり、群馬県及び全国に比べ多い状況です。

同期間の自殺者の同居人の有無をみると、20～59歳において、みなかみ町では全員に同居人がいます（上段：青色＋桃色）。なお60歳以上における独居者（下段：緑色＋橙色）の割合は、みなかみ町50%、群馬県33.7%、全国34.5%であり、群馬県及び全国に比べ多い状況です。



また、図5のように同期間の自殺者で、職業がある人（図4の青色＋緑色）の就業形態をみると、みなかみ町では全員が被雇用者・勤め人です。



自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2022)」より



## 【統計データのまとめ】

自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2022）」において、みなかみ町の自殺関連統計では、次の特徴がみられます。

- ◆自殺死亡率：減少傾向であるが、群馬県・全国と比べ高い状態で推移している。
- ◆性別割合：男性65%＞女性35% と男性に多い。  
・第1次計画前（平成24年～平成28年）は男性55%、女性44%であった。
- ◆年代別割合：70歳代男性（20.0%）、50歳代男性（15.0%）に多い。  
・50歳以上が全体の75.0%を占めている。
- ◆就労の有無：20～59歳の無職の割合が群馬県・全国と比べ多い。
- ◆就業形態：有職者全員の就業形態が被雇用者・勤め人である。
- ◆同居の有無：60歳以上の「独居」の割合が群馬県・全国と比べ多い。

自殺は人生の中で誰もが直面する可能性のある問題と言えますが、みなかみ町では70歳代、20～59歳の無職者、被雇用者・勤め人に自殺される人が多い傾向がみられることから、「高齢者」「生活困窮者」「就業者」に、自殺リスクを抱えている人が多くいると考えられ、施策の推進が必要です。

## **2 第1次みなかみ町生きる支援計画の取組状況**

平成31年度から令和5年度における、施策の取組状況は以下のとおりです。

### **(1) 地域におけるネットワークの強化**

- ・自殺対策を総合的に推進し、評価会議は令和5年度に第1次計画の見直しを目的として開催した。
- ・関連機関と協議、連携をするとともに個別ケース会議を開催した。また学校では「生きる支援」を踏まえた、保護者対象のセミナーやスクールカウンセラーによるSOSの出し方の教育を行った。

### **(2) 自殺対策を支える人材の育成**

- ・町職員、町関係機関やボランティア等を対象に、ゲートキーパー養成講座を計画したが、実施することはできなかった。
- ・関連団体（民生・児童委員など）に対して、養成講座を実施することができた。

### **(3) 町民への啓発と周知**

- ・オリジナルのチラシ作成はできなかったが、自殺対策強化月間等キャンペーン事業に関連して、広報誌やホームページに相談事業を掲載した。
- ・地域で児童生徒を見守る関係団体には、適宜リーフレットを送付し周知した。
- ・講演会やシンポジウムは、新型コロナウイルス感染の拡大防止施策により、実施には至らなかった。

### **(4) 生きることへの促進要因への支援**

- ・各担当課で健康教室や健康相談などにおいて、相談事業を実施した。
- ・町職員や教職員の心身面の健康については、ストレスチェックや面談、研修会を実施した。さらに教職員については時間外の把握を実施し、勤務時間の管理を行った。
- ・不安等を抱えた人からの相談は随時受け付けた。しかし自死遺族に対し、集いに関する情報提供などのきめ細かな支援を行うまでには至らなかった。

## **(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育**

- ・リーフレットの配布や広報は、適時行った。
- ・令和5年度にこども家庭相談系の相談カードを町内こども園、小中学生及び関係機関に配布した。また同係で相談や情報提供を実施し、保護者の支援を行った。
- ・学校保健委員会内において「生きる支援」に関する教育を実施した。
- ・学校ではスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・専門指導員を配置した。また教育支援センター「みらい」を設置し、保健師と連携を行った。
- ・こども家庭相談係において、令和5年度公認心理師による学校訪問やこどもの居場所事業を開始した。

## **(6) 高齢者の自殺対策の推進**

- ・相談先として、地域包括支援センターや福祉まるごとサポートセンターについて、広報紙やチラシで周知した。
- ・高齢者が参加する健康教室での周知はできなかった。
- ・高齢者の生きがいづくりとして、地区等の健康教室や生涯学習講座を開催した。
- ・地域包括支援センターにおいて日頃から相談を受けるとともに、在宅介護者リフレッシュ事業等を実施し介護者への支援を行った。

## **(7) 生活困窮者支援と自殺対策の連動**

- ・令和4年度から社会福祉協議会において、生活困窮者自立支援相談事業を実施するとともに、令和5年度からは福祉まるごとサポートセンターにおいて、利根沼田保健福祉事務所及び沼田市消費生活センターなどの関係機関と連携し、相談及び支援を行った。
- ・滞納金等の徴収において、生活困窮がうかがわれる場合は救済方法を伝えている。
- ・子育て世代の経済的支援として、出産・誕生日祝金の支給や要保護・準要保護児童生徒への学用品費等の助成などを行った。
- ・経営者への支援として、経営者セミナー等においてリーフレットを配布した。

## **(8) 就業者の自殺対策の推進**

- ・福祉まるごとサポートセンター及び社会福祉協議会において相談を実施し、ハローワーク等関係機関と連携し支援した。
- ・観光商工課において商工会等の関係機関と連携し、就業問題相談に関する情報提供を行った。
- ・町内は小規模事業所が多く、メンタルヘルス向上を目的とした職域保健と地域保健の連携は未実施である。

### **3 みなかみ町におけるハイリスク者の課題**

みなかみ町において、自殺リスクを抱えている人が多くいると考えられる、「高齢者」「生活困窮者」「就業者」の現状と課題は以下のとおりです。

#### **(1) 高齢者の現状と課題**

高齢者の自殺の背景には、慢性疾患による継続的な身体的苦痛や将来への不安、経済的な不安、身体機能の低下に伴う社会や家庭での役割の喪失感、近親者の喪失体験、介護疲れ等によるうつ状態が多いと言われています。

また、地域とのつながりが希薄である場合は問題の把握が遅れてしまい、その間に自殺のリスクが高まる恐れもあります。

さらに、高齢化の進行に伴う認知症の増加に加え、高齢者が高齢者を介護するといういわゆる老老介護や、高齢者が長期に引きこもっているこどもの生活を支える「8050問題」など、高齢者本人だけでなく家族に絡んだ複合的な問題が増加しています。このような家族では、公的な支援につながらないまま、支えられる側と支える側がともに疲弊してしまい、最悪の場合は心中など、共倒れの危機につながる懸念されます。

第1次みなかみ町生きる支援計画では、相談先の普及啓発や高齢者の生きがいをづくりなどの施策を実施しましたが、依然として自殺者における高齢者の占める割合は高い状況です。

これらのことから、高齢者の自殺を防ぐには高齢者の孤立を予防し、高齢者が身近に相談できる体制の構築及び周知が必要です。そして地域の見守り支援事業による早期発見・専門機関へのつながりが重要です。

また、高齢者本人を対象にした取組に限らず、高齢者を支える家族や介護者等の支援者に対する支援も必要です。さらに高齢者とその支援者が、社会的に孤立することなく、他者と関わり生きがいを感じられるような地域づくりを進めることが重要です。

【※8050問題：P36 No.4参照】

## (2) 生活困窮者の現状と課題

平成28年7月に厚生労働省から出された「生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携について」において、「自殺は倒産、失業、多重債務等の経済・生活問題、病気の悩み等の健康問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係している」と表記されています。みなかみ町では20歳から50歳代の自殺者に無職者が多いことから、生活困窮者への支援は重要です。

生活困窮者の自殺の防止にあたっては、経済的困窮と社会的孤立からの脱却、親から子への「貧困の連鎖」の防止を図ることが重要であり、初期段階から縦割りではない総合相談及び「包括的」かつ「伴走型」な支援体制が必要です。

そのため失業者等に対しては、ハローワーク等の紹介や就業相談を実施するほか、失業に直面した際に生じる心の悩み相談などを実施するとともに、ニート状態にある若者等の自立を継続的・包括的に支援する必要があります。

また、経営者等に対しては資金貸付制度等の周知を図ることも必要です。

## (3) 就業者の現状と課題

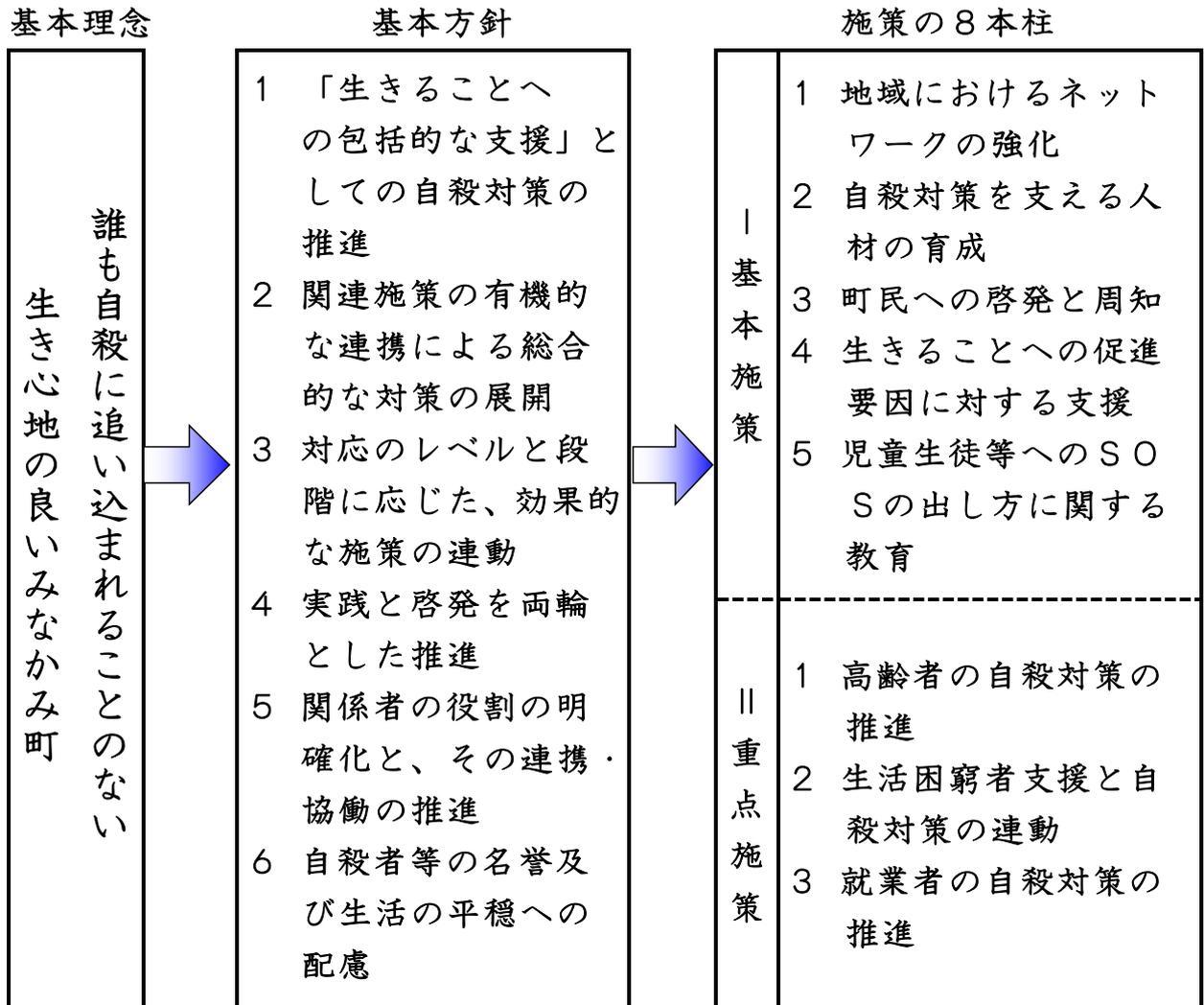
中高年は、心理的にも、社会的にも負担を抱えることが多い世代です。特に、過重労働や労働状況の変化、職場での人間関係など仕事に関して強い不安やストレスを感じている労働者が多いといわれており、自殺へと至る過程において就業問題が少なからず影響を及ぼしていることが考えられます。

みなかみ町では有職者全員の就業形態が被雇用者・勤め人であったことから、勤務に関する悩みを抱えた人が、適切な相談・支援につながるができるよう、相談体制の強化や相談窓口の周知を徹底することが必要です。

また、ストレスによるうつ病が背景にあると考えられることから、うつ病の早期発見、早期治療が重要です。そのために職場におけるメンタルヘルス対策について、町内事業者に周知する必要があります。

# 第3章 「生きる支援」の基本理念及び基本方針

## 【計画の体系図】



## I 基本理念

令和4年10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」を踏まえ

「誰も自殺に追い込まれることのない生き心地の良いみなかみ町」を基本理念とします。

## II 基本方針

上記の基本理念をうけて、次の6点を自殺対策における「基本方針」として、本計画の推進を図ります。

### 【本計画と持続可能な開発目標（SDGs）】

SDGsの17の目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題であり、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、環境・経済・社会の三側面の統合的取組に重点が置かれ、地方自治体も含んだ幅広い関係者の連携が重視されています。



# 1 「生きることへの包括的な支援」としての自殺対策の推進

自殺対策では、「生きることへの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることへの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の取組のみならず、地域において「生きる支援」に関するあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることへの包括的な支援」として自殺対策を推進し、「誰一人取り残さない」持続可能で、より良い社会の実現及び、誰も自殺に追い込まれることのないみなかみ町を目指します。

## 「生き心地の良いみなかみ町」を実現させるために

生きることへの  
促進要因



生きることへの  
阻害要因

- △自己効力感・自己肯定感
- △将来の夢
- △家族や友人との信頼関係
- △やりがいのある仕事や趣味
- △経済的な安定
- △ライフスキル(問題対処能力)
- △信仰
- △社会や地域に対する信頼感
- △楽しかった過去の思い出

- ▼孤立、孤独
- ▼将来への不安や絶望
- ▼失業や雇用不安
- ▼過重労働
- ▼借金や貧困
- ▼家族や周囲からの虐待、いじめ
- ▼病気、介護疲れ
- ▼社会や地域に対する不信感

## **2 関連施策の有機的な連携による総合的な対策の展開**

自殺の背景には、個人が抱える問題のほか、その人の性格・職場環境・家庭環境・死生観などが複雑に絡み合っている存在しています。NPO法人ライフリンクによる自死遺族への聞き取り調査によると、自殺で亡くなった人のうち、およそ7割の人が自殺で亡くなる前に、どこかの専門機関に相談に行っていたとされています。複雑な悩みを抱えた人が、何とかたどり着いた相談先で、確実に必要な支援につながるができるよう、精神保健福祉分野だけでなく、さまざまな施策において、自殺対策の一翼を担うことができるという意識を共有し、互いに有機的な連携を深めることが重要です。

特に地域共生社会の実現に向けた取組などの「生きる支援」事業と、教育・医療・保健・福祉などの自殺対策に関連深い各種施策との連動性を高めることにより、誰もが住み慣れた地域で、適切な支援を受けられる地域社会づくりを推進します。

## **3 対応のレベルと段階に応じた、効果的な施策の連動**

自殺対策は、①個人の問題解決に向けた支援をおこなう「対人支援のレベル」、②関係機関の連携を深めることにより、隙間からこぼれ落ちる人を生まないようにする「地域連携のレベル」、③支援制度の整備等を通じて、自殺に追い込まれることのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」の3つのレベルに分けることができます。社会全体の自殺リスクの低下につながる効果的な対策を講じるためには、それぞれのレベルにおける取組を強力かつ総合的に推進していくことが重要です。

また、時系列的な対応としては、①自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」、②現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、③自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の3つの段階に分けることができます。3つのレベルと3つの段階を組み合わせ、効果的な施策を講じることにより、総合的な自殺対策を推進します。

さらに事前対応の前段階での取組として、学校では児童生徒等を対象に、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進します。

## **4 実践と啓発を両輪とした推進**

自殺は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現状があります。自殺に対する基本的な理解に加え、危機に陥った人の心情や背景への理解を進め、危機に陥った場合には誰かに援助を求めてもよいという認識が、みなかみ町全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行うことが求められます。

そこで、当事者への支援や関係者の連携等の実践的な取組とあわせて、自殺や精神疾患に対する偏見を無くし、すべての町民が身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに気づき、精神科医等の専門家につなぐとともに、そうした専門家と協力しながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等の普及啓発を両輪で推進します。

## **5 関係者の役割の明確化と、その連携・協働の推進**

「誰も自殺に追い込まれることのない生き心地の良いみなかみ町」を実現するためには、国や県、他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして何より町民の一人ひとりが連携・協働する必要があります。

令和5年度には、介護・障がい・こども・困窮などの困りごとを一体的に受け付ける福祉まるごとサポートセンターが開所し、令和6年度にはこども家庭センターによるこどもまんなかアクションに係る相談機能の充実を図ります。それらの関係機関と本計画におけるそれぞれが果たすべき役割を明確にし、互いの役割を共有し連携・協働を推進します。

【※こども家庭センター、こどもまんなかアクション：P36 No.5、No.6参照】

## **6 自殺者等の名誉及び生活の平穩への配慮**

自殺対策においては、自殺者や自殺未遂者、それらの方々の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、これらを不当に侵害することのないようにしなければなりません。自殺対策に関わるすべての人が、このことを認識して自殺対策に取り組むよう普及啓発を推進します。

## 第4章 みなかみ町生きる支援施策の8本柱

みなかみ町では、国が定める「地域自殺対策施策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組むべきとされている「基本施策」と、みなかみ町の課題を踏まえた「重点施策」の2つの施策群により、以下の8つの施策を展開します。

これらの施策のうち、基本施策の取組は、「地域におけるネットワークの強化」や「自殺対策を支える人材の育成」など、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組です。そのため「事前対応」「危機対応」「事後対応」のすべての段階に及び、分野的にも「実践」と「啓発」の両方を網羅する幅広い取組となっています。

一方、重点施策の取組は、みなかみ町において特に自殺のリスクが高いとされる「高齢者」「生活困窮者」「就業者」の方々に焦点を絞った取組です。

【※地域自殺対策施策パッケージ：P36 No.7参照】

# I 基本施策

## 基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上での基盤となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。そのため、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の強化にも取り組んでいきます。

### (1) 地域におけるネットワークの強化

#### ① 生きる支援（自殺対策）推進本部会議の開催

国の自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策を総合的に推進するため、町長・副町長・教育長及び各課長等を構成員とする生きる支援（自殺対策）推進本部会議を開催します。（全課）

#### ② 自殺対策ワーキングの開催

副町長を中心に自殺対策の策定及び推進・分析評価を実施するため、関係部署とワーキングを開催します。（全課）

#### ③ 重層的支援体制整備事業の運営

地域共生社会の実現を目指して、介護・障がい・こども・困窮等の相談を関係者と連携し、一体的、重層的に進めます。（町民福祉課・子育て健康課・社会福祉協議会・利根沼田障害者相談支援センター・関係機関）

#### ④ 関係機関と自殺対策の連携強化

教育委員会運営事業や要保護児童対策地域協議会実務者会議及び、社会福祉協議会などの民間団体と緊密な連携を図ります。また地域の自殺対策を推進するために保健福祉事務所が主催するこころのネットワーク会議に参加し、関係機関や専門家等と情報共有を行います。（学校教育課・町民福祉課・子育て健康課・関係機関）

#### ⑤ 生活保護事業や生活困窮者自立支援事業との連携強化

自殺リスクの高い生活困窮者及び、経済的に生きることの困難感や課題を抱えた町民に対して、関係機関が連携して支援を行うために情報共有を行います。

（利根沼田保健福祉事務所・町民福祉課・社会福祉協議会）

## 基本施策２ 自殺対策を支える人材の育成

地域のネットワークは、それを担い支える人材がいて初めて機能するものです。そのため自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上での基礎となる重要な取組です。みなかみ町では自殺対策を強力に推進していくために、様々な分野の専門家や関係者だけでなく、町民を対象にした研修等を開催することで、地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を育成していきます。

### （１）様々な職種を対象とする研修

#### ①町職員向けゲートキーパー養成講座の開催

窓口における各種相談対応や、税金・保険料等の徴収業務の機会を利用することで、自殺のリスクを抱えた町民を早期に発見し、支援へとつなぐ役割を担える人材を育成するため、職員研修において自殺対策に関する説明を行うとともに、ゲートキーパー研修の受講を推奨します。（総務課）

【※ゲートキーパー：P36 No.8参照】

#### ②専門職向けゲートキーパー養成講座

保健、医療、福祉、経済、労働など様々な分野において相談・支援等を行う各種職能団体（民生・児童委員を含む）や専門職従事者に対し、ゲートキーパー研修の受講を推奨します。（子育て健康課）

### （２）町民に対する研修

#### ①町民向けのゲートキーパー養成講座の開催

ゲートキーパーを養成するための講座を開催し、身近な地域で支え手となる町民の育成を進めることで、地域における見守り体制を強化します。

また、ボランティアセンターに登録し活動する町民団体や、地域子育て支援センター等に対しても、ゲートキーパー養成講座への参加を積極的に呼びかけ、生きるための包括的な支援を行う人材の育成を進めます。

（子育て健康課・社会福祉協議会）

## 基本施策3 町民への啓発と周知

地域のネットワークを強化して、相談体制を整えても、町民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、問題を抱えた際に適切な支援へとつながることができません。そのため、町民との様々な接点を生かして、相談機関等に関する情報を提供するとともに、町民が自殺対策や自死者等への配慮について理解を深められるよう、地域全体に向けて各種メディア等を活用し周知します。

### (1) リーフレット等啓発グッズの作成と周知

#### ①相談先情報を掲載したリーフレットの配布

納税や保険料等の支払い、公営住宅への入居申込、子育てに関する制度の利用、その他各種手続きや相談に訪れた町民に対し、必要に応じて生きる支援に関する様々な相談先を掲載したリーフレットを配布します。また、農政や観光施設等にもリーフレットを置き、利用する町民に情報の周知を図ります。(全課)

#### ②自殺対策強化月間キャンペーンの実施

3月の自殺対策強化月間の周知のため、役場本庁エントランス・各支所窓口にポスター・リーフレット等を掲示します。(町民福祉課)

#### ③地域のネットワーク会議を活用した情報提供

社会福祉協議会や地域自立支援協議会の構成員など様々な分野で支援を担う人に、リーフレットを配布し、地域の相談先の情報を周知します。  
(町民福祉課・子育て健康課)

#### ④障がい者向け啓発資料への情報掲載

障がい者向けのしおりやリーフレット等に、生きる支援に関連した地域の様々な相談先の情報を掲載します。(町民福祉課・子育て健康課)

### (2) 町民向けの啓発

#### ①自殺予防週間における啓発

9月の自殺予防週間に合わせて、広報等で周知し、町民の自殺問題に対する理解の促進と啓発を図ります。(町民福祉課・子育て健康課)

#### ②人権週間行事における啓発

人権週間行事において、町民の自殺問題に言及するなど、町民の自殺問題に対する理解の促進と啓発を図ります。(町民福祉課・生涯学習課)

### (3) 各種メディア媒体を活用した啓発活動

#### ① 広報紙・ホームページ等の活用

9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、町の広報紙・ホームページ等で、自殺対策関連の記事や相談窓口の案内を掲載することにより、自殺対策及び精神保健に関連した問題理解の促進と、生きることへの包括的支援の周知を図ります。(総務課・町民福祉課)

#### ② 駅ナカ学習室にチラシの配置

9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、駅ナカ学習室に自殺対策に関する啓発用チラシを配置します。(企画課・町民福祉課・子育て健康課)

### (4) 地域や学校と連携した情報の発信

#### ① 自治会(行政区)を通じた情報発信

自治会(行政区)へ、回覧板等で情報発信を行うことにより、自殺の実態やゲートキーパーとしての役割等について、地域住民の理解の促進を図ります。

(総務課・町民福祉課・子育て健康課)

#### ② 児童生徒を見守る人への啓発

地域全体で児童生徒への見守りを進め、生活行動等の変化に早期に気づくことができるよう、PTAや地域の関係団体と連携して啓発活動に努めます。またPTAの役員会や講演会等において、いじめの問題等と関連付ける形で児童生徒の自殺実態や自殺のリスク等について取り上げられるよう、検討及び調整を進めます。

(学校教育課・生涯学習課・子育て健康課)

### (5) 自死者等の名誉及び生活の平穩に配慮する支援

#### ① インターネットやSNSによる誹謗中傷の防止に関する周知

自死者や自死遺族に対する社会の差別・偏見は根強く、インターネットやSNSを通じた誹謗中傷はむしろ激しくなっています。関係機関と連携し、誹謗中傷に関する配慮の周知を図り、自死遺族に寄り沿った支援を行います。

(町民福祉課・子育て健康課・学校教育課)

#### ② 家族等への支援の強化

自死は多くの遺族にとって「語れない死」「知られたくない死」となっています。年齢や発達段階、自死者との生前の関係性、家庭の状況など個別の事情に応じたきめ細かな相談支援等を実施します。(町民福祉課・子育て健康課)

【※自死：P 36 No.9参照】

## 基本施策4 生きることへの促進要因に対する支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることへの促進要因」よりも、「生きることへの阻害要因」が上回った時です。そのため「生きることへの阻害要因」を減らすための取組のみならず「生きることへの促進要因」を増やすための取組を合わせて行うことによって、自殺リスクを低下させる必要があります。こうした点を踏まえてみなかみ町では「生きることへの促進要因」の強化につなげ得る様々な取組を進めます。

### (1) 健康増進事業の推進

#### ①健康診断、健康教育、健康相談の実施

「生きることへの促進要因」の強化のために、心身が健康であることは重要です。そこで「健康みなかみ21」に基づき、各種健(検)診及びバランスのとれた食事、適度な運動、十分な睡眠・休養、適正飲酒、喫煙対策等の健康教室や健康相談の充実を図ります。(子育て健康課)

### (2) 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援(居場所活動含む)

#### ①適切な介護サービス等の利用の支援

高齢者の身体等の状態変化に合わせて、適切な時期に適切な内容の支援や介護サービス等が利用できるように、地域包括支援センターを中心に介護保険制度等の利用相談体制を充実し、高齢者の生活環境を整えます。また、自立度が高い高齢者が、家庭環境上や経済的理由で、自宅での生活が困難な場合には、「養護老人ホーム」へ措置を行うことで生活の基盤を確保します。(町民福祉課)

#### ②高齢者が集える機会の提供

高齢者が地域で元気に生活ができるよう、月に1~2回の頻度で、茶話会や運動の機会等を設けます。(町民福祉課・社会福祉協議会)

#### ③子育て世代に対する支援の提供

こども家庭センターの設置及び充実を図り、妊娠期の定期的な相談支援、産後うつ病の予防及び早期発見、産後ケア事業などを進めます。またこどもの発達・発育に関する相談機会の提供や、療育支援教室の開催、保護者同士の交流の場の開設等を通じて、不安を抱える保護者の早期発見と対応に努めます。

(子育て健康課・こども家庭センター)

#### ④子ども・若者世代に対する支援の提供

子どもや若者が自信を持つことができるよう専門職による相談機会の提供を進めます。また、国の「こどもまんなか」施策を活用し、学齢期の居場所の充実を図ります。（子育て健康課・こども家庭センター）

#### ⑤障がい者とその家族に対する支援の提供

当事者とその家族が、地域で安心して生活を送れるよう、相談機会の提供のほか、当事者同士のつながりの構築や地域における居場所の構築を進めます。

（町民福祉課・子育て健康課）

#### ⑥失業者に対する情報の提供

働く意欲のある失業者に対して求人情報やハローワークを紹介し、生活の安定を促します。（町民福祉課）

### （3）自殺未遂者への支援

#### ①医療機関等との連携の強化

医療機関等からの連絡を受け、関係機関等と連携し、自殺未遂者への相談支援を行います。（子育て健康課）

### （4）遺（のこ）された人への支援

#### ①自死遺族への情報周知

自死遺族に対して必要に応じて相談を実施するとともに、遺された人の集い等の情報提供を行います。（子育て健康課）

### （5）支援者への支援

#### ①相談員への支援

相談員が相談にまつわる悩みや問題を自由に話したり、確認したりできるような環境づくりを行います。（町民福祉課・子育て健康課）

#### ②町職員への支援

健康相談やメンタルヘルスの講習会の機会を提供します。また、ストレスチェックや健診結果に基づく保健指導等を通じて、町職員の心身面における健康の維持増進を強化します。（総務課）

#### ③教職員への支援

教職員向け研修の実施を通じて、教職員のメンタルヘルスの状態把握に努めます。また、必要に応じて早期に適切な支援先へとつなげるなど、教職員への支援を図ります。（学校教育課）

## 基本施策5 児童生徒等へのSOSの出し方に関する教育

平成28年4月に改正された自殺対策基本法では、第17条第3項において、学校が児童生徒に対し、保護者や地域の関係者等と連携しながら「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発」を行うことが、努力義務として明記されました。（いわゆる「SOSの出し方に関する教育」の推進）

令和4年10月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱では、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」を引き続き重点施策に掲げ、「学生生徒への支援の充実」「SOSの出し方に関する教育の推進」「子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実」などのさらなる推進・強化が必要とされています。

また、令和5年6月にこども家庭庁の「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」において取りまとめされた「こども自殺対策緊急強化プラン」による具体的な取組が求められています。

このように、児童生徒等に対する自殺対策は、その子の現在の自殺予防を図るだけでなく、将来の自殺リスクを低減させることにつながり、「誰も自殺に追い込まれることのない生き心地の良いみなかみ町」を作る上で、きわめて重要な取組です。そこで保護者や地域の関係者等と連携しつつ、成長段階に応じた命の教育と児童生徒等に対するSOSの出し方に関する教育を推進します。また児童生徒等や保護者が抱え込みがちな自殺リスクの早期発見に努めていきます。

### （1）児童生徒に対する相談支援の推進

児童生徒が様々な困難やストレスに直面した際に、一人で抱え込むことなく、学校関係者や地域の大人へ気軽に相談できるよう、相談体制を強化するとともに、相談先情報の周知を強化します。

#### ①児童生徒への啓発

ア) 担任や養護教諭に加えスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談を強化します。また、相談先の掲載された多様なカード等を配布し、相談先の周知を推進します。（学校教育課）

イ) 町内の相談先として、こども家庭センターを明記したカードを配布します。（子育て健康課）

## ②児童生徒を見守る人への啓発リーフレットの配布

各種専門職（心理士、スクールカウンセラー等）やPTA役員、青少年育成推進員、民生・児童委員など児童生徒と接する機会のある地域の関係者に、啓発リーフレットを配布することで、相談先情報の周知に努めます。

（学校教育課・生涯学習課・町民福祉課・子育て健康課）

## （2）児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進

児童生徒が社会において今後様々な困難や問題に直面した際に、その対処方法を身に付けることができるよう、下記のとおり環境づくりを進めつつ、全公立小中学校でSOSの出し方に関する教育を実施します。

### ①SOSの出し方に関する教育の実施に向けた環境づくり

ア) 児童生徒の中には、家族や友人と不仲である、級友に悩みを知られたくない、周囲に心配をかけたくない等の理由から、家族や友人、教職員などに悩みを打ち明けられず、問題を抱え込んでしまうこどももいます。そこで、児童生徒が安心して悩みを打ち明けられることができるよう、学校における教育相談体制を整えます。（学校教育課）

イ) SOSの出し方に関する教育の実施にあたっては、それぞれの学校の校長や教頭に加えて、現場の教職員の理解と協力が不可欠です。そのため、教職員向けの研修等への参加を促すなど、SOSの出し方に関する教育の必要性と重要性について理解を深めます。また、こどもが発するSOSに気づいた時には、学校内外の関係機関と連携し、当該児童生徒を早期に支援へとつなげられるよう体制を整えます。（学校教育課・子育て健康課）

### ②SOSの出し方に関する教育の実施

不安や悩み、ストレスに直面した児童生徒が危機的な状況に対応ができるよう、SOSの出し方に関する教育を推進します。

また、群馬県中学生版「SOSの出し方に関する教育」プログラムの実施を推進していきます。（学校教育課・子育て健康課）

## （3）自殺リスクの早期発見の推進

### ①多様な支援方法の充実

自殺リスク含む潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に把握し、プッシュ型支援やアウトリーチ型支援を推進します。（子育て健康課・こども家庭センター）

【※プッシュ型支援、アウトリーチ型支援：P36 No.10、No.11 参照】

### ②タブレット端末等の活用

1人1台のタブレット端末を活用した健康観察・教育相談システム等を活用し、自殺リスクを把握し、適切な支援に結びつけます。（学校教育課）

## **(4) 児童生徒等の健全育成に資する各種取組の推進**

自己肯定感や自己効力感を育むために、幼少期から命を大切にすることやみんなと仲良くすることを家庭やこども園・学校等と連携して進めます。

様々な悩みや問題を抱える児童生徒が、必要な支援を受けられるよう学習支援の情報や機会を提供します。

また安心して過ごせる場所を確保するため学童保育や居場所づくり等を展開します。更に、児童生徒と日常的に関わる関係者に対する研修会等を通じて、地域の関係者が連携し児童生徒の健全な育成を図れる体制づくりを進めます。

### **① 発達段階に応じた心の健康に関する指導や情報提供**

自己肯定感を身につけるために、自己の肯定的な側面と否定的な側面をありのままに受け止めることができるよう、発達段階に応じた命の教育や心の健康に関する情報提供を行います。(学校教育課・子育て健康課)

### **② 学習支援の機会を活用した自殺リスクの早期発見と支援の提供**

生活保護世帯や、生活困窮者自立支援制度を利用する家庭の児童生徒を対象とした学習支援の情報を提供する際に、こどもや家庭の抱える問題等を早期に発見し、保護者を含めて支援につなげます。(学校教育課・子育て健康課)

### **③ 児童生徒が安心して集える居場所の構築**

児童生徒が学校とは別の場で自分の役割や有用性を見出し、安心感や他者によって受けいれられているといった感覚を得るきっかけとなるような居場所を構築します。(子育て健康課)

### **④ 学校保健委員会等における情報の提供**

学校保健委員会等において「生きる支援」について情報提供を行い、相談機会の周知を進めます。(学校教育課)

### **⑤ 児童生徒を地域で支える関係者への研修の実施**

P T A 役員や青少年育成推進員、民生・児童委員など、児童生徒と機会のある地域の関係者に対し、S O S の出し方に関する教育の内容を含んだ自殺対策関連の研修を実施することで、問題を抱える児童生徒を、学校と連携し早期に支援へとつなげられる体制づくりを進めます。(学校教育課・生涯学習課・子育て健康課)

## (5) 児童生徒等の養育に関わる保護者等への支援体制の強化

児童生徒等の養育に関わる保護者への相談・各種支援の提供の充実を進めます。

### ① 児童虐待の防止に向けた対策の充実

児童虐待に関する通報や子育てに関する相談に対応するとともに、必要に応じて関係機関と連携し、課題の解決を図ります。(子育て健康課・こども家庭センター)

### ② 養育に関する様々な相談機会の提供

ア) 保育士、心理士、教諭、保健師等の資格を有する専門相談員が、子育てや家庭生活に関して悩みを抱える保護者の相談に応じることで、自殺リスクの高い保護者を早期に発見し、必要な場合には他の専門機関と連携しながら支援を行います。(学校教育課・子育て健康課)

イ) 県教委と連携し、スクールカウンセラー等が不登校や発達に関する相談、教育上の悩みや心配事等を抱える保護者からの相談に応じます。(学校教育課)

### ③ 障がいのある児童生徒等の保護者への支援

ア) 心身に障がいを有する就学前の乳幼児を養育する保護者の相談に、保健師、保育士や心理士等の専門職が対応することで、自殺に至るリスクの高い保護者を早期に発見し、必要に応じて他の関係機関と連携しながら支援を行います。(子育て健康課)

イ) 就学にあたって特別な支援を要する児童生徒の保護者に対して相談機会を提供するとともに、集団生活への適応に向けて環境を調整するなど、関係機関と協力し児童生徒の障がいや発達の状態に応じたきめ細かな対応を行うことで、養育に関わる保護者の負担軽減を図ります。(学校教育課、子育て健康課)

ウ) 不安を抱えやすい発達障害等の特性を持つ児童生徒の保護者からの相談に応じることで、精神的負担の軽減を図ります。(学校教育課・子育て健康課)

### ④ 養育に係る負担の軽減に向けた各種支援の提供

ア) 認定こども園併設の地域子育て支援センター等において、親子で交流のできる機会を提供し、子育てに関する相談や各種情報を周知します。また、子育てに関する講習会等を実施することで、保護者の精神的負担の軽減を図ります。(子育て健康課)

イ) ひとり親家庭の児童生徒の養育に係る各種手当の支給や、経済的理由から就学が困難な児童生徒に対する給食費や学用品等の補助、奨学金の貸与等の金銭面での支援を通じて、児童生徒の養育ならびに就学に対する経済的支援を推進します。(学校教育課・町民福祉課・子育て健康課)

ウ) ひとり親家庭などの小学校高学年から中学生の児童生徒に対し、学習支援を行うことにより、経済的負担の軽減、こどもの居場所づくりや精神的負担の軽減を図ります。(社会福祉協議会)

## ＜重点施策＞

### 重点施策 1 高齢者の自殺対策の推進

#### (1) 高齢者とその支援者向けの各種支援先情報に関する周知の推進

高齢者向けの様々な相談・支援機関に関する情報周知を図るため、高齢者とその支援者が抱え込みがちで、悩みや問題に対応する相談先が掲載されたリーフレット等を、高齢者本人とその支援者（家族含む）に配布し、情報の周知を図ります。（町民福祉課）

#### (2) 支援者の「気づき」の力の向上

高齢者の日常生活を支援する人が、日々の接触を通じて自殺のリスクに早期に気づき、必要な支援につなぐ等の対応ができるよう、支援者を対象としたゲートキーパー研修の実施や受講の推奨を行います。

##### ① 既存の研修を活用した理解の促進

各種健康教室などの機会を活用し、自殺対策に関する説明を行うことにより、地域における高齢者の自殺の実態とその対策に関する理解の促進を図ります。

（町民福祉課・子育て健康課）

##### ② ゲートキーパー研修の受講の推奨

ア) 窓口や相談業務にあたる職員に対し、ゲートキーパー研修の受講を促すことにより、自殺のリスクを抱えた相談者を早期に発見し、支援へとつなげていくことを目指します。（町民福祉課・地域包括支援センター）

イ) 認知症患者とその家族に対して相談支援を行い、当人の状態に応じた医療や介護等のサービスをマネジメントするケアマネージャー等に対し、ゲートキーパー研修の受講を推奨します。（町民福祉課・地域包括支援センター）

ウ) 介護サービスを提供する事業者へのゲートキーパー研修の開催情報をメール等で随時周知し、受講の促進を図ります。（町民福祉課）

### **(3) 高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの推進**

高齢者保健福祉計画を推進し、交流拠点の確保や、講座などの充実により、高齢者の生きがいづくりや社会参加を進めます。また、高齢者の就労を支援し、地域の中で活躍できる場の確保を図り、高齢者が役割をもつことにより、生き生きと暮らせる地域づくりを進めます。

#### **①地域における高齢者向けの「居場所活動」の推進**

高齢者が住み慣れた地域で、他者とのつながりを感じながら心穏やかに過ごすとともに、心身の健康の保持増進につながる場を提供します。

ア) 65歳以上の高齢者を対象に、軽運動などができる機会等を設けることで、生きがいなどを実感できる地域づくりを推進します。

(町民福祉課・生涯学習課・社会福祉協議会・高齢者福祉施設)

イ) 高齢者を対象とする閉じこもり予防を目的とした、茶話会や運動等の活動を定期的に実施することで、高齢者が元気に生活を送れることができる地域づくりを推進します。(町民福祉課・生涯学習課・社会福祉協議会)

#### **②各種講座や教室等の開催を通じた、高齢者の社会参加の促進**

高齢者に対し、生涯スポーツの推進や各種講座・教室等への参加を奨励します。また、受講生同士の交流などを通じて、高齢者の生きがいや社会の中での役割の創出につなげます。(町民福祉課・生涯学習課・社会福祉協議会)

#### **③高齢者が役割を実感できる社会の構築**

シルバー人材センターと連携し、働く意欲のある高齢者の就労を支援します。また、老人クラブへの参加やボランティア活動等の推進により、高齢者が地域で役割を実感できる仕組づくりを図ります。(町民福祉課・生涯学習課・社会福祉協議会)

### **(4) 介護者（支援者）への支援の推進**

#### **①高齢者を支える家族等の介護者（支援者）への支援の推進**

ア) 介護に関する様々な問題についての相談を受けることで、高齢者を介護する家族の負担軽減を図ります。(町民福祉課・地域包括支援センター)

イ) 介護者同士が介護にまつわる悩みや問題を、自由に話し相談できるよう、交流会を開催します。(町民福祉課・社会福祉協議会)

ウ) 認知症の人とその家族への支援を強化するため、ケアマネージャー等が当人の状態に応じた必要な医療や介護等のサービスにつなぎ、介護にまつわる負担の軽減を図ります。(町民福祉課・地域包括支援センター・高齢者福祉施設)

## 重点施策２ 生活困窮者支援と自殺対策の連動

### (1) 生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化

生活困窮に関わる事業との連携を強化することにより、生活苦による自殺リスクが高い町民に対し「生きることへの包括的な支援」を提供します。

#### ①生活苦に陥った人に対する「生きることへの包括的な支援」の強化

ア) 生活保護制度並びに生活困窮者自立支援制度に基づく各種の取組との連携を強化します。(町民福祉課・利根沼田保健福祉事務所・社会福祉協議会)

イ) 公営住宅の居住者や入居申込者の中には、生活困窮などの問題を抱えている場合があります。このことから公営住宅の管理や公募に関する事務を行う職員が、入居応募の申請等の際に、必要性に応じて生きる支援に関する相談先情報が掲載されたリーフレットを配布し、相談先情報の周知を図ります。(地域整備課)

ウ) 消費生活相談に対して、広域対応として沼田市消費生活センターを紹介します。(町民福祉課・観光商工課)

エ) 突然の出費により生活費が一時的に不足した町民を対象に、差し迫って必要な生活資金を迅速に低利で貸し付けることにより、生活の安定化を図ります。

なお貸付に至らなかった町民には、必要時の相談先に関する情報提供を行います。(社会福祉協議会)

オ) フードバンクを通じて食品を配布することで、生活が困窮している家庭等へ支援を行います。(社会福祉協議会)

#### ②子育てに関する経済的支援事業

ア) 子育てによる経済的負担を軽減するため、出産・誕生日祝金、入学支援金等の支給を行います。(子育て健康課)

イ) 経済的な理由から就学や進学が困難な児童生徒に対して、給食費・学用品費等を補助します。進学にあたって必要な資金を奨学金として貸与または支給し、児童生徒の就学・進学を支援します。また就学や進学に関する相談に訪れた保護者や生徒に対し、必要に応じ経済的支援に関する相談機関の周知を図ります。(学校教育課)

#### ③経営者(事業不振)に対する支援の強化

ア) 町内の中小企業の経営者を対象に、経営に関する知識やスキルの獲得と向上を目指して開催する経営者支援セミナーにおいて、参加者に対し各種リーフレットを配布し、相談先情報の周知や問題解決の啓発を図ります。

(観光商工課・子育て健康課)

- イ) 自殺リスクを抱えた町内の経営者を早期に発見し、支援機関につなぐことができるよう、中小企業相談室の専門相談員を対象に、ゲートキーパー研修の受講を推奨します。(観光商工課)
- ウ) 中小企業の経営者との様々な接触機会を活用し、各種リーフレットを配布することで、相談先情報の周知を進めます。(観光商工課)

## **(2) 支援につながりにくい人を、早期に支援につなぐための取組の推進**

生活苦に陥っている人の中には、支援のための制度につながることができず、自殺リスクを抱え込んでしまう人も少なくありません。このことからみなかみ町では、支援を提供する行政の側から、そうした人に対して積極的に働きかけ、早い段階で発見するとともに、必要な支援へとつなぐことができるようアウトリーチの体制を強化します。

### **①滞納金の徴収を担当する職員への、ゲートキーパー研修の実施を通じた支援へのつなぎの強化**

税金や保険料、貸付金等を未納・滞納している人は、生活上の様々な問題を抱えている可能性があります。徴収やそれに向けた相談等の業務を担当する職員を対象に、ゲートキーパー研修の案内と受講の推奨を行います。これにより未納金や滞納金の徴収過程で自殺リスクに早期に気づき、支援へとつなげる体制づくりを進めます。(関係課)

### **②複数の問題を抱える人への相談体制の強化**

自殺リスクが高い人の中には、病気や事業不振、離婚、多重債務などの深刻な問題を複数抱えている人も少なくありません。そうした人を早期に発見し、包括的な支援へとつなげていくために、様々な問題の相談に対し1ヵ所で応じることのできる、福祉まるごとサポートセンターの充実を図ります。(町民福祉課)

### **③問題が深刻化する前に支援へとつなげるための取組**

- ア) 生活相談や生活困窮に対する支援等を行う社会福祉協議会の職員を対象に、ゲートキーパー研修の受講を推奨することで、問題を抱えた人の早期発見及び早期支援を図ります。(町民福祉課)
- イ) 定まった居住先がなく路上で生活している人に対し、病気が重くなる前に支援につながるよう、保健師や警察等による巡回相談を行うとともに、福祉施設の案内や健診の案内、健康相談等を実施します。(町民福祉課・子育て健康課)

## **(3) 多分野の関係機関が連携・協働する基盤の整備**

「生きることへの包括的な支援」を推進するため、多分野の関係者によるネットワークを整備し、連携・協働による取組を推進します。(町民福祉課・子育て健康課)

## 重点施策3 就業者の自殺対策の推進

### (1) 就業者の相談支援の推進

過労やパワハラ、職場の人間関係等の勤務問題に端を発する自殺リスクを低減させるための取組として、就業者を対象とする相談支援を充実させます。

#### ①福祉まるごとサポートセンターの充実

福祉まるごとサポートセンターを充実し、生活苦や仕事、法律など様々な問題に関する相談を1ヵ所で応じることにより、自殺のリスクを抱える人を早期に発見し、包括的な支援へとつなげることを目指します。(町民福祉課・社会福祉協議会)

#### ②就労問題に関する情報の周知

就業者が労働問題を抱えたときに相談できる窓口について情報提供を行います。(観光商工課)

### (2) 早期に支援へとつなぐための連携の推進

町内における事業所の多くが小規模であり、そうした小規模事業所では一般的にメンタルヘルス対策を独自に行うことが難しいため、関係者の連携が必要です。

#### ①商工会等との連携の推進

みなかみ町商工会をはじめとした関係機関と連携し、相談先情報の周知を推進します。(観光商工課)

#### ②職域保健との連携の推進

就労者の継続的支援のため、全国健康保険協会群馬支部等と情報交換を行い、職域保健と地域保健の連携を促進します。(子育て健康課)

### (3) 健康経営に資する取組の推進

町内の事業所に対して就業問題の現状についての啓発を行います。また『仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)』を推進します。

#### ①ワーク・ライフ・バランスの推進

子育て、介護、社会参画等に柔軟に対応できる職場環境づくりに取り組む企業を広報等で周知することにより、町内の企業におけるワーク・ライフ・バランスを推進します。(観光商工課)

#### ②企業におけるメンタルヘルスの向上

町内企業と連携を図り、うつ状態やアルコール問題等の情報を共有することにより、早期に専門機関に相談できる体制づくりを進めます。(子育て健康課)

## 第5章 自殺対策の推進

### 1 計画の推進に向けた役割及び取組

本計画を推進するためには、それぞれが自らの役割を理解し取り組むことに加え、互いの役割を理解し連携・協働することが不可欠です。

#### (1) 町民の役割及び取組

自殺対策の基本をふまえ、主体的に取り組むことが求められます。生きることへの促進要因を増やす取組が重要です。また自らの心の不調や周囲の人の心の不調に気づき適切に対処できるよう、心の健康やうつ病等に対する理解と関心を深める必要があります。

##### 町民が取り組むこと

- ・ バランスのとれた食事の摂取を心がけ、十分な睡眠時間を確保する。
- ・ 生きがいや趣味を見つけて積極的に取り組む。
- ・ 悩み事を相談できる相手を見つける。
- ・ 健康相談や健康教室を活用する。
- ・ 講演会等に参加し、自殺に対する理解を深める。
- ・ ゲートキーパーについて、正しい知識を身につける。
- ・ 危機に陥った場合には誰かに援助を求める。

#### (2) 地域・団体等の役割及び取組

自殺防止を目的とする活動団体のみならず、職能団体・業界団体、その他地域に根ざした様々な団体が、それぞれの活動内容の特性等に応じて、自殺対策に貢献できるということを理解し、積極的に自殺対策に参画することが求められます。

また、企業等においては雇用する労働者の心の健康の保持に努めることなど、自殺対策において重要な役割を担っていることを認識し、積極的に自殺対策に参画することが必要です。

##### 地域・団体等が取り組むこと

- ・ 一人暮らしの人や高齢者等に対して、積極的に声かけを行い見守り活動を行う。
- ・ ゲートキーパー研修への参加などを各団体で取り組む。
- ・ 地区活動や育成会活動等をとおし、地域におけるこどもたちのふれあいの場をつくる。
- ・ 企業等においては「健康経営」に努める。

### (3) 学校の役割及び取組

学校教育を通して心身の健康の保持・増進や良好な人格形成への支援を行うことが求められます。また、生活上の困難やストレスに直面したときの対処方法を身に付けるための支援を行い、児童生徒の自殺を予防するための教育を行うことが必要です。

#### 学校が取り組むこと

- ・いのちの教育、SOSの出し方教育を行う。
- ・スクールカウンセラー等の配置や相談体制の充実を図る。
- ・児童生徒の良好な人間関係を築く力の育成を行う。
- ・いじめを早期に発見し、適切な対応ができるための体制を整える。
- ・保護者や児童生徒に外部の相談先に関する情報提供を行う。

### (4) 町の役割及び取組

健康なまちづくり及び安心・安全な地域づくりを行うとともに、庁内に推進体制を整え、総合的な自殺対策を行うことが求められます。

住民の身近な相談窓口として、自殺対策担当課のみならず、住民生活を支える様々な部署や窓口が連携して、自殺対策に取り組むことが必要です。

また、自殺対策を総合的に推進するため、関係機関や専門職等を構成員とするネットワークの構築を進め、連携を強化することが必要です。

#### 町が取り組むべきこと

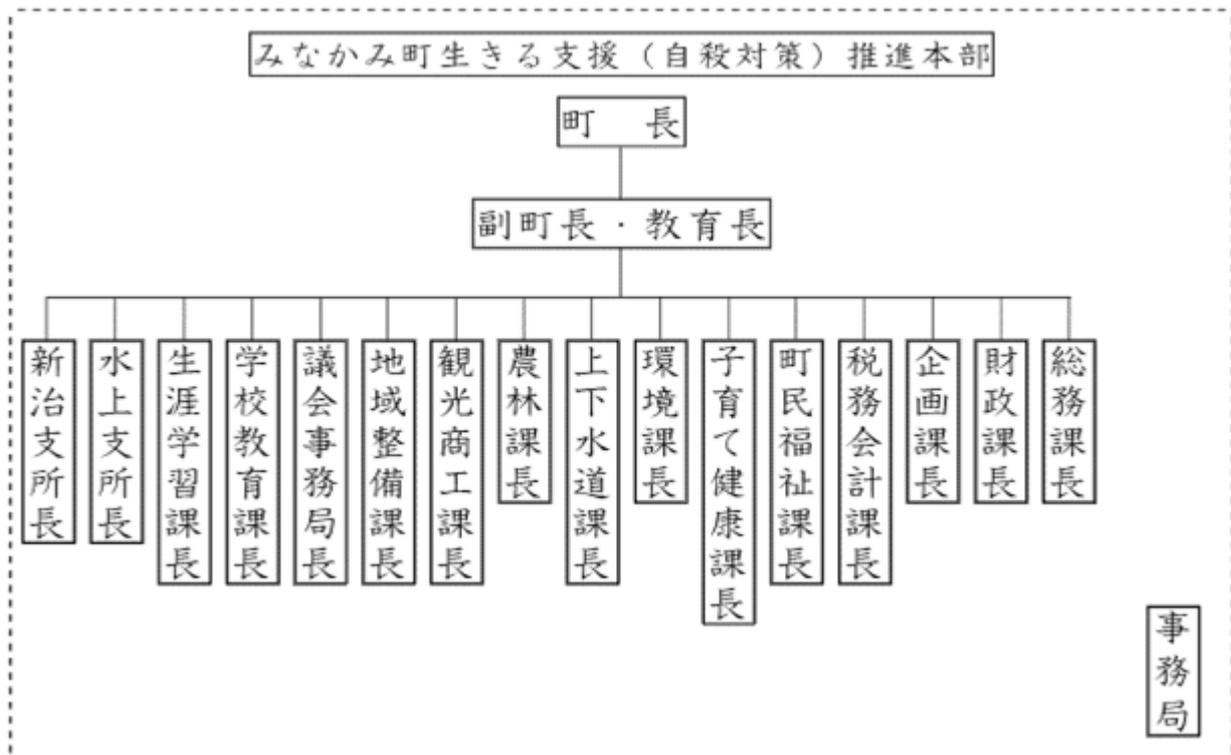
- ・組織横断的な取組ができる体制をつくる。
- ・計画の推進を積極的に行う。
- ・広報活動を行う。
- ・ゲートキーパー養成を行う。
- ・福祉まるごとサポートセンターを充実する。
- ・関係機関等の連携を進める体制をつくる。

## 2 自殺対策に対する町の推進体制

### (1) みなかみ町生きる支援（自殺対策）推進本部

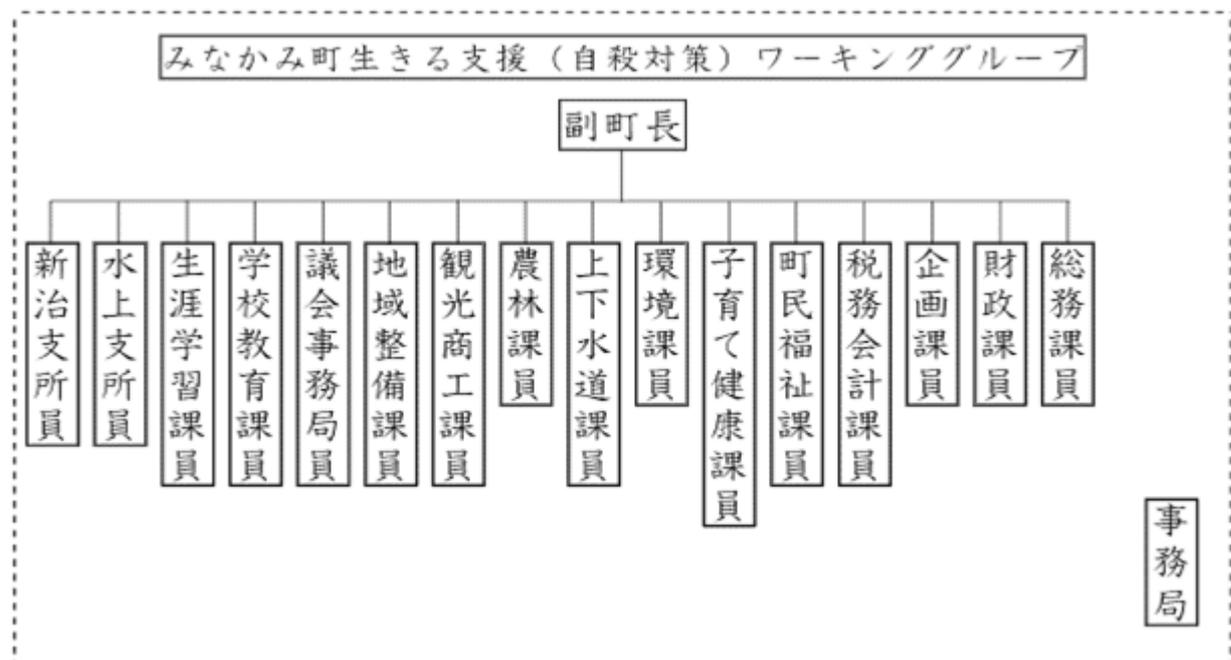
町長が本部長を務め、副町長・教育長・各課長等で構成する。

みなかみ町の自殺対策を推進させるため、庁内の横断的体制を整える。



### (2) みなかみ町生きる支援（自殺対策）ワーキンググループ

自殺対策の策定及び推進、分析評価を行うため、各課員及び各支所員を構成員としたワーキンググループを設置する。



本計画で使用する用語説明

NO.	用語	説明
1	自殺対策	本計画では、自殺の事前予防だけでなく、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後や未遂後の対応、自死遺族の対応についても総合的に記してあるため自殺予防ではなく、「自殺対策」といった表現を用います。
2	自殺総合対策推進センター	改正自殺対策基本法の新しい理念と趣旨に基づき、学際的な観点から関係者が連携して自殺対策のPDCAサイクル（Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法）に取り組むためのさまざまな情報の提供及び民間団体を含め地域の自殺対策を支援する機能を強化することを目的に設立された厚生労働省所管の組織です。
3	地域自殺実態プロフィール	自殺統計・人口動態統計・国勢調査・企業経済統計を元に地域の自殺実態分析をまとめたデータを指します。
4	8050問題	「80」代の親が「50」代のこどもの生活を支えるという問題です。背景にあるのはこどもの「ひきこもり」です。ひきこもりという言葉が社会に出始めるようになった1980年代～90年代は若者の問題とされていましたが、約30年が経ち、当時の若者が40代から50代、その親が70代から80代となり、長期高齢化。こうした親子が社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなる深刻な問題を指します。
5	こども家庭センター	令和6年4月設置予定です。子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを統合し、すべての妊婦、子育て家庭、こどもを対象に、切れ目のない相談・支援を行います。
6	こどもまんなかアクション	令和4年6月に制定されたこども基本法に基づく、こども大綱において示された施策の考え方です。こどもや子育て中の人気が気兼ねなくさまざまな制度やサービスを利用できるよう、地域社会や企業などさまざまな場で、年齢や性別を問わず、全ての人気がこどもや子育て中の人を応援する、社会全体の意識改革を進めるための取組です。
7	地域自殺対策施策パッケージ	地域自殺対策計画の策定を支援するため、自殺総合対策推進センターが作成した施策の考え方です。全国的に実施が望まれる施策群を基本パッケージ（基本施策）といい、地域において優先的な課題となりうる施策群を重点パッケージ（重点施策）といいます。
8	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（気づき、声かけ、支援につなげる、見守る）をとる人のことで「いのちの門番」といわれています。
9	自死	自殺は瞬間（点）ではなく、「プロセス」で起きているという理解のため、「行為」を表すときには「自殺」を用いますが、遺族や遺児に関する表現の際には「自死」を用います。
10	プッシュ型支援	対象者からの具体的な要請がない状態で、多角的に必要なと見込まれる支援を提供します。
11	アウトリーチ型支援	アウトリーチとは手を差し伸べるという意味です。支援が必要であるにもかかわらず、自ら援助にアクセスできない個人・家庭に対して、積極的に訪問などの支援を行います。

○ 厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」：両方を使用するとともに、自殺者数と自殺死亡率の2種類の値を参照しました。なお、両者の統計には以下のような違いがあります。

- ① 調査対象者の差異：厚生労働省の人口動態統計は国内の日本人を対象としていますが、警察庁の自殺統計は総人口（日本における外国人も含む）を対象としています。
- ② 計上方法の差異：厚生労働省の人口動態統計は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していない。警察庁の自殺統計は、捜査等により、自殺であると判断した時点で、自殺統計原票を作成し、計上しています。

< 參考資料 >

# 「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）

- 平成18年に自殺対策基本法が成立。
- 同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現行：令和4年10月14日閣議決定  
 第3次：平成29年7月25日閣議決定  
 第2次：平成24年8月28日閣議決定  
 第1次：平成19年6月8日閣議決定

## 第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- ✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等  
 促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

## 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

## 第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

## 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

## 第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。  
 （平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下）※令和2年：16.4

## 第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

# 「自殺総合対策大綱」 <第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要>

### 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- 地域自殺対策推進センターへの支援
  - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
  - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

### 2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
  - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発
  - ・「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
  - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

### 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用
  - ・相談機関等に集約される情報の活用検討
- 子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動
  - ・自殺等の事象について詳細な調査・分析
  - ・予防のための子どもの死亡検証(CDR; Child Death Review)の推進
  - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体系の実態把握
- コロナ禍における自殺等の調査
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

### 4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- ゲートキーパーの養成
  - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- 自殺対策従事者への心のケア
  - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援
- 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

### 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
  - ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

### 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
  - ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
  - ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

### 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- 相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
- ICT（インターネット・SNS等）活用
  - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
- インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化
  - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進
  - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
- 性的マイノリティの方等に対する支援の充実
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- 自殺対策に資する居場所づくりの推進
  - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- 報道機関に対するWHOガイドライン等の周知
- 自殺対策に関する国際協力の推進

# 「自殺総合対策大綱」

## <第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要>

### 8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
  - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
  - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- 家族等の身近な支援者に対する支援
  - ・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

### 9. 遭われた人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
  - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
  - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員資質の向上
- 遺児等への支援
  - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

### 10. 民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
  - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

### 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
  - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
  - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進
  - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
  - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- SOSの出し方に関する教育の推進
  - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
  - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
- 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
  - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- 知人等への支援
  - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
  - ・こども家庭庁と連携し、体制整備を検討

### 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- 長時間労働の是正
  - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
  - ・勤務間インターバル制度の導入促進
  - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
    - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
    - ・副業・兼業への対応
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ハラスメント防止対策
  - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

### 13. 女性の自殺対策を更に推進する

- 妊産婦への支援の充実
  - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
  - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援
  - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
  - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- 困難な問題を抱える女性への支援

3

【出典】厚生労働省ホームページより

## 資料 2

### みなかみ町生きる支援（自殺対策）推進本部設置要綱

#### （設置）

第 1 条 自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）に基づき、本町における自殺対策を総合的に推進し、自殺防止を図るため、みなかみ町生きる支援（自殺対策）推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

#### （所掌事項）

第 2 条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策計画の策定に関すること。
- (2) 自殺対策計画の推進に関すること。
- (3) その他自殺対策の推進に関すること。

#### （組織）

第 3 条 本部は、町長、副町長、教育長、各課長、局長及び各支所長をもって本部員とし組織する。

2 前条に定める事務を処理するため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

#### （本部長及び副本部長）

第 4 条 本部長は町長とし、副本部長は副町長、教育長とする。

- 2 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### （会議）

第 5 条 会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を出席させ、説明及び意見を求めることができる。

#### （庶務）

第 6 条 本部の庶務は、町民福祉課及び子育て健康課において処理する。

#### （補足）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

#### 附 則

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

## 支援関連施策一覧

基本施策1 地域におけるネットワークの強化		
事業	事業内容	担当課
生きる支援（自殺対策） 推進本部会議	町長・副町長・教育長及び各課長等を構成員とし、自殺対策を総合的に推進するための会議	全課
自殺対策ワーキング	自殺対策の策定及び推進、分析評価を行う庁内会議	全課
重層的支援体制整備事業	地域共生社会の実現を目指して、介護・障がい・こども・困窮等の相談、ケース会議、伴奏的支援及び参加支援を関係機関と連携して行う。	町民福祉課 子育て健康課 社会福祉協議会 利根沼田障害者 相談支援センター
教育委員会運営事業	「生きる支援」を取り入れた教育を行う。	学校教育課
要保護児童対策地域協議会 実務者会議	虐待が疑われる家庭について、関係者と連携しながら、家庭への支援を行う。	子育て健康課
こころのわネットワーク 会議	利根沼田管内の各種団体が集まり、管内における自殺対策に関する協議及び情報提供等を行う。 (主催は利根沼田保健福祉事務所)	町民福祉課 子育て健康課
社会福祉協議会運営事業	社会福祉協議会において実施する「生きる支援」関連事業と協議・連携を行う。	町民福祉課

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成		
事業	事業内容	担当課
町職員研修事業	町職員及び水道・町営住宅管理委託事業者を対象としてゲートキーパー養成講座を実施する。	総務課
団体等研修事業	関係団体や気づき・見守りを担うことが期待できる人を対象としてゲートキーパー養成講座を実施する。 (民生児童委員・社会福祉協議会・保健推進員・ケアマネージャー・商工会・見守り支援を担う団体等)	子育て健康課
町民を対象とした研修事業	身近な地域で支え手となるボランティア等を対象としてゲートキーパー養成講座を実施する。	子育て健康課 社会福祉協議会

### 基本施策3 町民への啓発と周知

事業	事業内容	担当課
リーフレット等の作成及び配布事業	①役場及び関係施設に配布する。 ②イベント等において配布する。 ③障がい者向けのリーフレット等に生きる支援に関連した情報を掲載する。	<作成> 子育て健康課 町民福祉課 <配布>全課
自殺対策強化月間等 キャンペーン事業 ・9月：自殺予防週間 ・3月：自殺対策強化月間	①広報、ホームページにより関連記事を掲載し周知する。	総務課 町民福祉課
	②3月に役場・各支所にポスター・リーフレットを配置する。	町民福祉課
	③駅ナカ学習室に啓発のチラシを配置する。	企画課 町民福祉課
地域（自治会）への広報事業	区長会での説明及び回覧板等により「生きる支援」情報を発信する。	総務課 町民福祉課 子育て健康課
児童生徒を見守る人への広報事業	地域で児童生徒を見守る関係団体に対しリーフレット等を配布する。	学校教育課 生涯学習課 子育て健康課
インターネットやSNSによる誹謗中傷による配慮及び家族への支援事業	誹謗中傷に関する配慮の周知や家族へのきめ細かな相談支援等を実施する。	町民福祉課 子育て健康課 学校教育課

### 基本施策4 生きることへの促進要因に対する支援

事業	事業内容	担当課
健康増進事業	健康教室、健康相談（精神保健相談を含む）を充実する。	子育て健康課
介護サービス等相談事業	介護保険制度等の利用相談を充実する。	町民福祉課
高齢者の閉じこもり及び機能低下予防事業	地域で集える茶話会や運動の機会を設ける。	社会福祉協議会
子育て世代に対する相談事業	こども家庭センター及び子育て世代包括支援センターの充実を図り、妊娠期から子育て期の相談に総合的に対応する。	子育て健康課
精神障害者等支援事業	①当事者及び家族からの相談を充実する。 ②当事者や家族同士のつながりを作る。	町民福祉課 子育て健康課
自殺未遂者等支援事業	①当事者及び家族からの相談を充実する。 ②自殺リスクアセスメントや自殺未遂者支援等について研修を行う。	子育て健康課
支援者に対する支援事業	①相談員の交流会を開催する。	子育て健康課
	②町職員の心身面の健康を維持する。	総務課
	③教職員の心身面の健康を維持する。	学校教育課

## 基本施策5 児童生徒等のSOSの出し方に関する教育

事業	事業内容	担当課
子ども・若者に対する 相談支援事業	①こども・若者の目に留まりやすい場所にリーフレットを配置する。	町民福祉課 子育て健康課
	②こども・若者と日頃接する機会のある地域の関係者に「生きる支援」としての相談先情報を周知する。	学校教育課 生涯学習課
児童生徒のSOSの出し方に関する教育事業	SOSの出し方に関する教育の実施に向けて環境を整え、実践する。	学校教育課 子育て健康課
自殺リスクの早期発見 するための事業	①支援が必要なこどもや家庭を早期に把握し支援を行います。	子育て健康課 こども家庭センター
	②タブレット端末等を活用し、適切な支援へ結びつけます。	学校教育課
児童生徒の健全育成事業	①学習支援の機会を活用し、「気づき」と相談先情報を周知する。	学校教育課
	②放課後子ども教室や学童保育等の居場所づくりを推進する。	子育て健康課
	③学校保健委員会において「生きる支援」を周知する。	学校教育課
	④児童生徒を地域で支える関係者の研修を通して、学校教職員と地域の連携体制づくりを推進する。	学校教育課 子育て健康課
保護者等への相談等支援 事業	①児童虐待に対し、関係機関と連携して課題の解決を行う。	子育て健康課 こども家庭センター
	②発達・心身の障害や子育て、不登校等の養育に関する保護者の心配事に対して専門職等による相談を行う。	学校教育課 子育て健康課
	③地域子育て支援センター等において相談機会や情報の提供を行うとともに保護者の交流を促す。	子育て健康課
	④小学校高学年から中学生の児童生徒に対し、学習支援の場を提供し経済的負担の軽減とこどもの居場所の提供を行う。	社会福祉協議会

## 重点施策 1 高齢者の自殺対策の推進

事業	事業内容	担当課
相談先の啓発事業	①相談先が掲載されたリーフレット高齢者及び家族に配布する。	町民福祉課
	②既存の健康教室において自殺対策に関連する情報を周知する。	町民福祉課 子育て健康課
高齢者の生きがいづくり及び社会参加の促進事業	①身近な地域又は送迎による会場で茶話会や軽運動ができる機会を設ける。 ②各種講座や教室への参加及び交流を通し生きがいづくりを行う。	町民福祉課 生涯学習課 社会福祉協議会 高齢者福祉施設
見守り支援事業	既存の見守り事業実施者に研修を行うとともにリーフレットを配布する。	総務課 町民福祉課 社会福祉協議会
介護者の支援事業	①介護者からの相談を受ける。	町民福祉課 地域包括支援センター
	②介護者同士の交流会を開催する。	町民福祉課 社会福祉協議会
	③認知症家族への相談体制を強化する。	町民福祉課 地域包括支援センター 高齢者福祉施設
在宅医療・介護連携推進事業	ネットワークに参加し退院時連絡等の連携を強化する。	町民福祉課

## 重点施策2 生活困窮者支援と自殺対策の連動

事業	事業内容	担当課
生活苦に陥った人への支援事業	①生活困窮者自立支援制度並びに生活保護制度との連携を強化する。	町民福祉課 利根沼田保健福祉事務所 社会福祉協議会
	②公営住宅管理事業において必要に応じて相談先掲載リーフレットを配布する。	地域整備課
	③消費生活相談に対して、沼田市消費生活センターを紹介する。	町民福祉課 観光商工課
	④フードバンク、生活資金貸し付け等の生活困窮者支援事業と連携する。	社会福祉協議会
子育てに関する経済的支援事業	①子育てによる経済的負担を軽減するため出産・誕生日祝い金、入学資金などを支給する。	子育て健康課
	②給食費・学用品費等の補助を行い、就学・進学を支援する。	学校教育課
経営者（事業不振）に対する支援事業	①経営者支援セミナー等においてリーフレットを配布する。 ②中小企業相談を行う人に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨する。	観光商工課 子育て健康課
支援につながりにくい人への支援事業	①滞納金等を徴収する職員による「気づき・つなぐ」体制をつくる。	関係課
	②複数の問題を抱えている人の相談に応じるため、福祉まるごとサポートセンターの機能を充実する。	町民福祉課

## 基本施策3 就業者の自殺対策の推進

事業	事業内容	担当課
就業者の相談	①総合相談を開設し周知する。	町民福祉課 社会福祉協議会
	②労働問題相談について情報提供をする。	観光商工課
早期支援のための連携	①商工会等の関係機関と連携し、就業問題について啓発し、相談先を周知する。	観光商工課
	②メンタルヘルス向上のため職域保健と地域保健の連携を促進する。	子育て健康課
健康経営に資する取組	町内企業におけるワーク・ライフ・バランスを推進する。	観光商工課

## みなかみ町生きる支援計画

令和6年3月

〒379-1393

群馬県利根郡みなかみ町後閑318番地

みなかみ町役場 町民福祉課 障害・福祉係

子育て健康課 健康推進係

TEL : 0278-62-2111 (代表)

FAX : 0278-62-2291

URL : <http://www.town.minakami.gunma.jp>